

適時開示体制概要書

(適時開示に係る宣誓書添付書類)

平成 21 年 4 月 1 日

会社名 三井情報株式会社

(コード番号 2665 東証第二部)

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

当社グループは、適時情報開示について東証の会社情報適時開示ガイドブックに則り、情報取扱責任者、情報開示委員会メンバーと情報開示委員会事務局を兼務する経営企画部 コーポレート・マーケティング室が密接に連携して情報開示を行うための情報開示委員会を設置しております。当該委員会では、適時開示情報の精査、開示資料及び東証への提出書類の内容確認を行うのみならず、適時開示についての社内啓蒙活動も継続的に実施しております。また、上記ガイドブックにて義務付けられていない事項も、株主・投資家にとって有用と判断される情報は積極的に開示してまいります。

〔情報開示体制〕

1) 決定事実・決算について (別紙参照)

取締役会事務局より提供される取締役会議案事項につき、適時開示の必要性の判断を情報開示委員会事務局である経営企画部 コーポレート・マーケティング室が行います。適時開示が必要と判断された場合は、情報取扱責任者(情報開示委員会)からの指示のもと情報開示委員会事務局が「会社情報適時開示ガイドブック」に則り、情報開示時点で東証に提出しなければならない必要書類の確認を行います。その上で必要書類を事務局に提出し、情報開示委員会による精査、情報取扱責任者による確認と代表取締役社長への報告を行い、事務局がTDnet/Targetを通じて、或いは、東証窓口に直接出向いて適時開示必要書類を提出します。

2) 発生事実について (別紙参照)

発生事実の開示情報となり得る会社情報を有する部門から、情報取扱責任者もしくは情報開示委員会メンバーが連絡を受け、情報取扱責任者(情報開示委員会)が適時開示の要否を確認します。「会社情報適時開示ガイドブック」に則り、開示情報を有する部門と連携し、東証に提出しなければならない適時開示必要書類についての確認を行います。

その後の作業は、「1)決定事実・決算について」の開示体制と同様であります。

尚、子会社に係る重要な決定・発生事実についても、適時開示情報となる可能性が生じた時点で子会社が直ちに当社主管部門に連絡の上、上記 1)、2)と同様の開示フローにて開示を行います。

3) 既存開示事項についてのフォローアップについて

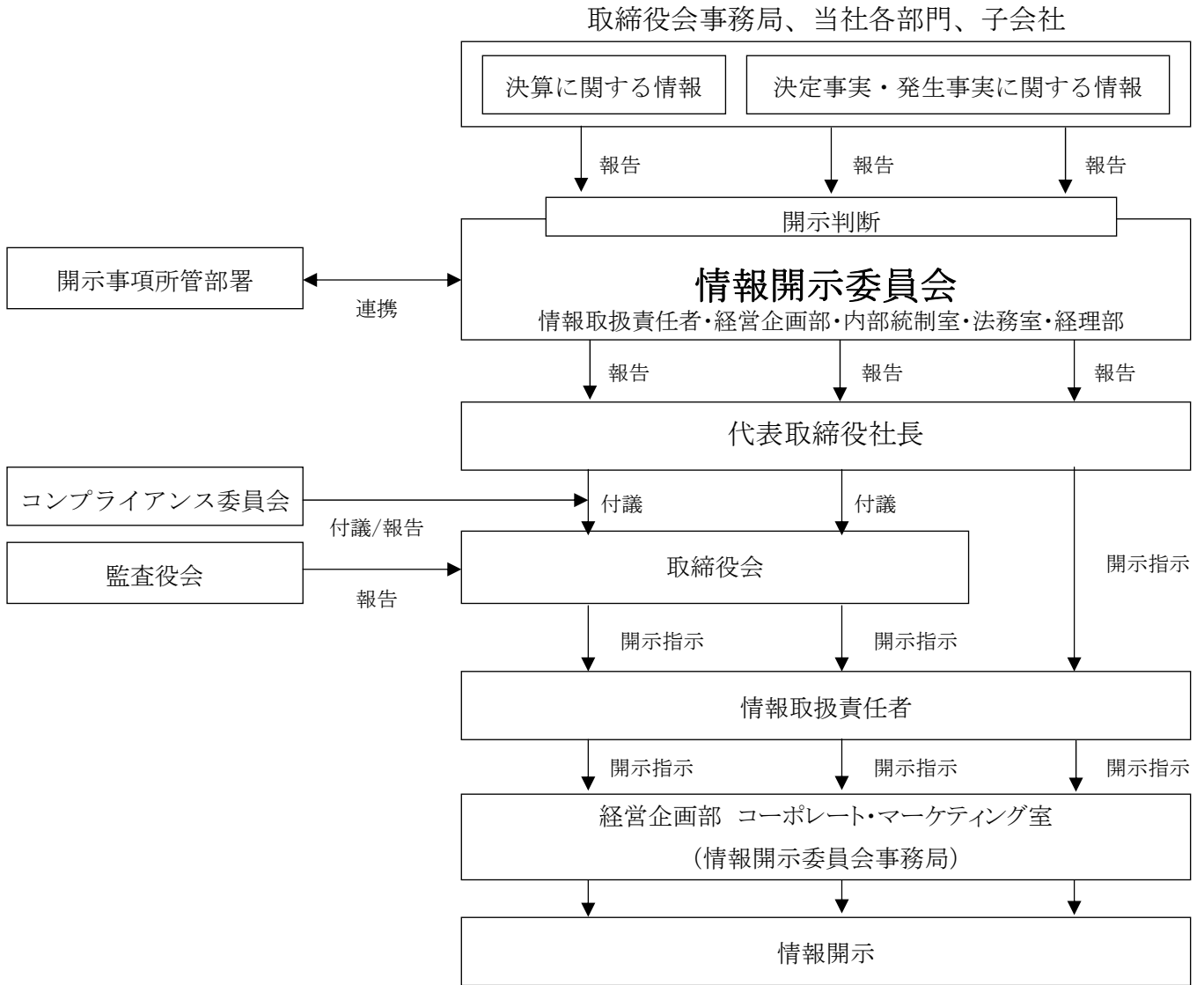
すでに開示済の事実について、その内容に追加・訂正があった場合には、その開示の可否及び内容の精査を情報開示委員会にて確認・決定し、しかるべき手続きをとります。

4) 適時開示情報の管理体制等について

適時開示情報の管理にあたっては、社内規程に基づき、情報開示委員会が該当情報の統制及び適時開示を行うこととし、該当情報に接する者を必要最小限に留めるとともに、機密保持、該当情報の漏洩防止、インサイダー取引防止の社内規程を制定しております。

別紙

(適時開示体制図)



以上